税務機関、積極的に非居住者企業の持分譲渡所得に関する租税回避

本稿要旨

- 非居住者企業の持分譲渡取引に関する租税回避防止業務は税務機関が近頃取り組む重点業務の一つである
- 最近の非居住者企業の間接持分譲渡に関する税務調査案件

背景

非居住者企業の持分譲渡取引に関する租税回避防止業務は税務機関が近頃取り組む重点業務の一つとなっている。その内、非居住者企業による中国居住者企業持分の間接譲渡取引に「実質主義」を適用すべきか否か、および関連者間の譲渡価格が独立企業間原則に一致するか否かは税務機関が注目する二つのポイントである。

非居住者企業による中国居住者企業持分の間接譲渡取引に「実質主義」を適用する

関連する主な税務法規

企業所得税法第四十七条の規定によると、企業が合理的な商業目的を持たないその他の取引を実施し、納税すべき収入あるいは所得額を減少させた場合、税務機関は合理的な方法を用いて調整を行う権限を有する。いわゆる、一般租税回避防止条項である。2009 年の年初に、国家税務総局が公布した《特別納税調整実施弁法（試行）》（国税発〔2009〕2 号、以下「2 号文」と略す）では、税務機関は租税回避の意図がある企業に対して一般租税回避防止調査を実施できることを更に明確にした。即ち、税務機関は、企業の経済的な実質に従い、租税回避計画の性質を改めて判定し、企業が租税回避計画から得た租税利益を取り消すことができる。また、経済的な実質のない、特にタックスヘイブンに設立され、その関連者あるいは非関連者の租税回避をもたらす企業については、税務上、当該企業の存在を否定することができる。

2009 年末に、国家税務総局が公布した《国家税務総局の非居住者企業の持分譲渡所得に対する企業所得税管理の強化に関する通知》（国税函〔2009〕698 号、以下「698 号文」と略す）によると、「組織形態等の濫用により間接的に中国居住者企業の持分を譲渡し、かつ合理的な商業目的を持たず、企業所得税の納税義務を回避する企業」に対しては、「実質主義」を適用することができる。すなわち、税収回避目的で利用されている海外の持株会社の存在を否定し、持分譲渡取引に対して課税すること

© 2012 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2012 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

ができる。698 号文中では更に非居住者企業の関連者への中国居住者企業の持分譲渡に関しても規定した。その譲渡価格が独立企業間原則に一致せず、且つ納税すべき所得額の減少につながる場合には、税務機関は合理的な方法により調整を実施する権利があるとされている。

税務機関による非居住者企業の持分譲渡に関する情報収集強化

上述の法律法規の精神に則り、中国の税務機関は非居住者企業による中国居住者企業の持分譲渡取引の税源管理に対して強化を行い、海外中間持株会社等の組織形態の濫用による中国の企業所得税を回避する行為の取締りを行おうとする。しかし、非居住者企業の間接持分譲渡に関する情報の適時の把握は往々にして困難であるため、税務機関のこの種の取引に対する有効的な監督管理を妨げた。この為、698 号文では関連取引の資料提出義務を規定した。698 号文の第五項の規定によると、譲渡される海外の持株会社の所在国（地域）の実際税負担が 12.5%より低い、あるいはその居住者の国外所得に対して「所得税を課さない」場合、持分譲渡契約締結日から 30 日以内に、中国の税務機関に対して 6 種類の説明資料を提出しなければならない。従って、タックスヘイブンあるいは、そのキャピタル・ゲンに対して課税をしない国家や地域に設立される企業の間接持分譲渡取引に対する税務機関の注目が高まっていると言える。

また、非居住者企業の間接持分譲渡に関する情報をより良く把握するため、2012 年 1 月 1 日より、国家税務総局および国家工商行政管理総局は情報共有のプラットフォームおよび情報交換の仕組みを構築し、持分変更登記に関する情報共有を進めた。省および省以下の各級国家税務局、地方税務局はそれぞれに同級の工商行政管理局（市場監督管理局、以下同じ）と協議し、情報の交換を行う。また、省や市によっては具体的な部門間の情報共有メカニズムを相ついで打ち出したことも注目すべきである。例として、安徽省国家税務局と省商務庁との間で、企業持分譲渡管理の共同体制を作り出したことが挙げられる、具体的には、各級の商務部門が企業の海外持株会社の変更による持分変更を認可した後、適時に同級の国税部門に関連の承認文書を転送する。これにより、省の国税部門は適時に非居住者企業の持分譲渡に関する完全な情報を把握でき、関連者間持分譲渡取引に関わる非居住者の所得税問題への調査を展開することができる。また、KPMG の経験上、税務機関が様々な方法を通じて、積極的に居住者企業の持分譲渡の情報を収集しようとしている。江蘇省啓東市で先日決着した非居住者企業の間接持分譲渡案件もその一例である。所轄税務局が企業の海外親会社（上場企業）の監査報告書を確認したところ、持分譲渡される企業が間接的に江蘇省啓東市の居住者企業 2 社の持分を 100%所有していることが判明し、即座調査を展開した。結果、企業が税額 2.99 億人民元を追納した。

組織形態の濫用および合理的な商業目的を有しないことに対する認定

非居住者企業による中国居住者企業持分の間接譲渡取引に「実質主義」を適用すべきか否かに関するポイントは、当該取引に合理的な商業目的があることを証明できるか否かである。企業所得税法実施条例の関連規定によれば、合理的な商業目的を持たないことの定義とは、納税額の減少、免除あるいは延滞を主要目的とするものである。KPMG の経験上、税務局は通常持分譲渡される企業の事業活動、資産、人員等の面から評価を行う。持分譲渡される非居住者企業が中国居住者企業の持分以外に、その他の資産、人員を持たず、あるいは実質的な経営活動に従事しない場合は、税務機関に組織形態の濫用あるいは商業目的を持たないと認定される可能性が高い。

実務上、税務機関は結果から持株譲渡取引の目的を推定する可能性がある。即ち、納税すべき税額の減少という結果から、非居住者の間接持分譲渡取引は「合理的な商業目的を持たない」と認定することである。このような状況のもとでは、企業による取引が合理的な商業目的を持つことに関する立証は、往々にして困難である。企業が「合理的な商業目的」を説明する時には、慎重に説明内容を検討し、且つ有力な証明資料を提供しなければならない。

組織形態等の濫用により間接的に中国居住者企業の持分を譲渡し、且つ合理的な商業目的を持たず、企業所得税の納税義務を回避しているか否かの判断は、主管税務機関によるものではない。主管税務機関より各上級税務機関を経て、最終的に国家税務総局に報告される。国家税務総局の最終審議の結果が経済の実質により当該持分譲渡取引の性質を改めて判定可能となれば、初めて税収回避目的で利用されている海外の持株会社の存在を否定することができる。

© 2012 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2012 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

関連者間持分譲渡取引の公正市場価格の確定

企業所得税法の規定によると、持分譲渡が 59 号文に定められている特殊税務処理の条件にそぐわない場合は、独立企業間原則に一致する公正市場価格で譲渡されるべきである。かねてから、関連者間持分譲渡取引の公正市場価格の評価が税務機関にとって、重要な課題の一つである。実務上、関連者間の持分譲渡では、簿価がよく使用されるが、このような価格設定方法は税務機関が認めない傾向がある。

現在、税務局が認可している価格評価の方法には主に三種類ある。インカム・アプローチ、コスト・アプローチおよびマーケット・アプローチである。実務上、税務機関は一種類以上の評価方法を用いて、総合的に公正市場価格を評価する可能性がある。実際の案件において、最も合理的な評価方法として、どの方法を使用するかは、往々にして企業と税務機関の争点となる。

KPMG の所見

最近、全国各地の税務機関が公表した租税回避防止の案件から見て、非居住者企業による中国居住者企業持分の間接譲渡取引に対する税務機関の注目が高まっており、且つ、税務機関がこの種の取引に関する情報収集に力を入れていることがわかる。KPMG が入手した情報によると、いくつかの地方税務機関がすでに他の関連部門と共同で、非居住者の持分譲渡取引に関わった企業リストをまとめ、現在、調査対象の絞込みおよびこのための情報収集を行っている。したがって、近年（特に 2008 年以降）持分譲渡取引に関わった企業が税務リスクを早急に検証することをお勧めする。

また、最近の非居住者企業の間接持分譲渡に関する租税回避防止案件が及ぶ業界から見ると、不動産業界が税務機関が注目する重点業界であることがわかる。近年、中国不動産業界が飛躍的な発展を遂げ、不動産企業の株式プレミアムが比較的高いため、不動産業界の関連者間持分譲渡取引価格は税務機関が最も注目する分野となっている。

698 号文の規定に従い、資料の提出義務がある企業は、規定の期限内に要求される資料を税務機関に提出することをお勧めする。また、提出資料において、698 号文の要求に従い、持分譲渡取引背景、組織形態の商業目的、および関連する企業の状況等に対して焦点を合わせた説明を行うと共に、必要に応じて、税務機関と十分な意思疎通を図ることによって、税務機関に問題視され、しいては調査に展開するリスクを低減させる必要がある。

現行の税務規定によると、一旦、国家税務総局が非居住者企業の間接持分譲渡取引に対して、一般租税回避調査を立件すると確定した場合には、関連取引に対して企業所得税の追徴を行う以外に、相応の延滞金が発生する可能性もある。現行の税収徴収管理法およびその他の関連税務法規では、各税務機関の延滞金の起算日に対する解釈が異なるため、企業は延滞金に関して税務機関と交渉する必要がある。。

税務機関が非居住者企業による中国居住者企業持分の間接譲渡取引に対する調査を強化することに鑑みて、、対象となる企業は、この種の案件において、税務機関がよく使われる技術的根拠、特に調整方法を事前に把握することが重要である。また、今後予定されている、あるいは現在進行中の持分譲渡取引に対し、企業は適時に専門的なアドバイスを求め、合理的、かつ有効的な譲渡戦略および持分譲渡価値の評価方法を制定すべきである。KPMG の経験上、価値評価方法の選択、パラメーターおよび変数の合理性ならびにデータと報告書の完成度が税務機関が評価の結果を受け入れるか否かの要点である。この他、条件が許す限り、取引の本質に基づき、一種類以上の評価方法を用いて、譲渡対象となる持分の価値を繰り返して検証し、調整を行うことをお勧めする。多様な評価法を用いることにより、より客観的で且つ公正的に、評価される持分の公正市場価格が独立企業間原則に一致することを立証できるため、税務機関に比較的受け入れられやすくなる。

© 2012 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2012 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Contact us – Global Transfer Pricing Services

Khoonming Ho
Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Cheng Chi
Partner in Charge, Transfer Pricing
China & Hong Kong SAR
Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Northern China

Irene Yan
Partner
Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Central China

Cheng Chi
Partner in Charge, Transfer Pricing
China & Hong Kong SAR
Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Yasuhiko Otani
Partner
Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

Leonard Zhang
Partner
Tel. +86 (21) 2212 3350
leonard.zhang@kpmg.com

Amy Rao
Director
Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Southern China

Eileen Sun
Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Angie Ho
Partner
Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Kelly Liao
Partner
Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Hong Kong

Kari Pahlman
Partner
Asia Pacific Leader, Transfer Pricing
Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com

John Kondos
Partner
Asia Pacific Regional Leader
Financial Services - Transfer Pricing
Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Karmen Yeung
Partner
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2012 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2012 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.